

第4期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方(案)

第4期障害福祉計画については、国の基本指針、東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ、区市町村と東京都との間で密接な連携を図りながら以下の諸点に留意して作成する。

第1 障害福祉計画に係る基本的事項

1 東京都障害福祉計画の基本理念

- 東京都は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前で働ける社会の実現

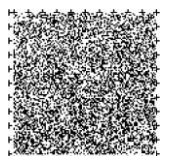
障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指す。

基本理念Ⅲ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指す。

2 地域におけるサービス提供体制の整備

- 区市町村は住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害者総合支援法の実施に関して一義的な責任を負っており、障害の種別にかかわらず一元的にサービスを提供する。



- 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、国の基本指針に定める以下の点に配慮し、計画的な整備を行う必要がある。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 区市町村及び東京都は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に関する成果目標を設定し、成果目標の達成に必要なサービス等の量（活動指標）の見込みを定める。
- 難病患者等について、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る必要がある。

第2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

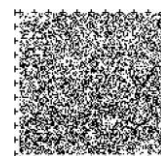
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 第3期障害福祉計画の実施状況

- 第3期障害福祉計画においては、平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者のうち3割（2,204人）以上が地域生活へ移行することを目標としてきたが、平成25年度末時点の移行者数は1,212人とどまっている。
- 地域での生活を希望する障害者の地域生活への移行を進めていくためには、グループホーム等の地域生活基盤の整備に加え、重度の障害者の地域移行への支援、家族や施設職員等に対する理解促進、グループホームの空き情報等の事業者間での共有、入所施設と区市町村及び相談支援事業所との連携強化等が課題となる。

(2) 第4期障害福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針では、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値について以下のとおり示している。
 - ・ 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行
 - ・ 平成26年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 東京都は、更なる地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針に即して、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本に、

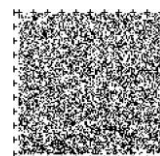


区市町村の状況も踏まえて成果目標を設定する。

- ただし、平成26年度末における未達成割合の取り扱いについては、これまでの実績や東京都の実情を踏まえて対応する必要がある。
- 成果目標の達成に向けて、区市町村は、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図るとともに、都外施設を含む施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。
- また、都外施設からの移行促進や、地域生活へ移行した障害者が安心して生活できるよう移行先のグループホームが行う支援、単身生活を希望する障害者の支援等を含む体制の充実が求められる。
- 東京都は、上記(1)の課題を踏まえ、入所施設における入所者の地域生活への移行に向けたより効果的な取組を進めるための支援を検討するとともに、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援していく。

(3) 入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方

- 国の基本指針においては、施設入所者の地域生活への移行と合わせて、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本としている。
 - ※ 対象となる施設の考え方は第3期障害福祉計画から変更はない。(障害者支援施設のうち、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設から移行した施設及び平成18年度以降新たに開設した施設)
 - ※ 第3期障害福祉計画と同様に、障害児入所施設の入所者のうち18歳以上になっている者については除いて設定することとされている。
- 東京都においては、以下のような実情を踏まえる必要がある。
 - ・ 在宅及び障害児施設等における入所待機者が一定数で推移しており、また、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要がある。
 - ・ 最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応えていく必要がある。
 - ・ 都内の未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備する必要がある。
 - ※ 地域生活支援型入所施設：地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所



者の地域生活移行支援のための自立訓練や就労移行支援、グループホームへの移行後の緊急時バックアップ機能等を担う入所施設

- ・ 地域生活への移行を促進すると同時に、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を受け入れるために、地域移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要がある。
- 以上のような状況から、東京都においては、平成17年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとする第3期障害福祉計画までの目標を継続し、引き続き目標の達成に向けて取り組むこととする。
- なお、新たな施設入所者については、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な障害者に限られるべきであることに留意する必要がある。
- また、計画上の入所施設定員数にかかわらず、18歳以上の入所者に対応した障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。

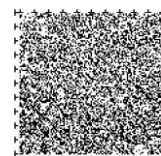
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 第3期障害福祉計画の実施状況

- 第3期障害福祉計画においては、①1年未満入院者の平均退院率76%を維持向上、②1年以上入院者の退院率29%以上、を目標としており、平成24年度実績は、①73.7%、②26.7%と目標をやや下回っている。
- 精神障害者の地域移行を進めるために、個別給付の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を円滑に活用するための体制づくりや、都内の医療資源に偏りがある状況を踏まえた、広域の退院支援、区市町村を越えた連携が引き続き課題となっている。

(2) 第4期障害福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針では、精神障害者の退院に関する目標値について次のとおり示している。
 - ① 平成29年度における入院後3か月時点の退院率64%以上
 - ② 平成29年度における入院後1年時点の退院率91%以上
 - ③ 平成29年6月末時点の長期在院者数（入院期間が1年以上である者）を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減
- 東京都は、入院中の精神障害者の地域生活への移行をさらに進める観点から、国の基本指針に即して成果目標を設定する。
- 新たな成果目標の達成のためには、長期在院者の退院支援と合わせて、入院が長期

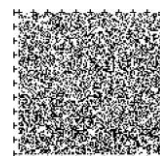


化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。

- 東京都においては、これまでの「精神障害者地域移行体制整備支援事業」の実績を踏まえ、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成等、成果目標の達成に向けた取組が必要である。
- 区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める。

3 地域生活支援拠点等の整備

- 国の基本指針では、新たに「地域生活支援拠点等の整備」を成果目標として設定し、平成29年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしている。
- 地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するために、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）をいう。
- 東京都福祉保健基礎調査では、在宅で生活する知的障害者の約8割が親と同居していると回答しており、施設入所や入院中の障害者の地域生活への移行とともに、在宅の障害者の親元からの自立や親なき後など、障害者本人が希望する地域で安心して暮らし続けるためには、どのような支援が必要で、どこがどのような機能を担うのか、地域の実情に応じた在り方を検討する必要がある。
- 東京都障害者施策推進協議会専門部会においては、地域生活のさまざまな場面におけるサポートや自己決定・自己選択の支援等を行う機能を中心に、面的な体制の整備を基本とすべきという意見や、緊急時の受入れや体験の場の提供などの居住支援機能を中心に、グループホーム等への拠点整備を基本とすべきという意見が出されており、さまざまな形態や機能での実施が想定されうる。
- 国は、地域生活支援拠点等の整備に先駆的・先進的に取り組もうとする区市町村等においてモデル事業を平成27年度に実施し、効果検証・情報発信することを予定している。



- 東京都においては、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、国のモデル事業の取組を踏まえて、必要な支援を検討していく。

4 福祉施設から一般就労への移行等

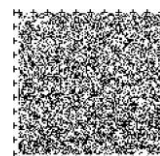
(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

ア 第3期障害福祉計画の実施状況

- 第3期障害福祉計画においては、平成26年度に、①区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者数 1,500人(平成17年度実績の2倍以上)、②福祉施設における就労から一般就労への移行者数を852人(平成17年度の4倍以上)とすることを目標としており、①については、平成25年度実績で1,745人と目標を上回っている。
- 平成25年6月の都内民間企業の障害者実雇用率は1.72%と過去最高となっているものの全国平均を下回っており、福祉施設から一般就労への移行を含め、一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、就労支援の充実・強化に引き続き取り組む必要がある。
- また、新規就労の支援だけでなく、障害者が安定して働き続けるための職場定着の支援が課題となっている。

イ 第4期障害福祉計画の成果目標の考え方

- 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行に係る目標値として次のとおり示している。
 - ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度実績の2倍以上とする。
 - ② 就労移行支援事業の利用者数について、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加する。
 - ③ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする。
- 東京都では、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、国の基本指針②の就労移行支援事業の利用者数は設定せず、引き続き、「区市町村障害者就労支援事業利用による

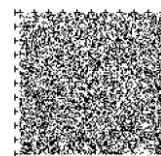


一般就労者数」を都独自の目標として設定することとし、平成29年度の目標値は、2,000人～2,500人を基本に今後精査していく。

- 国の基本指針の①と③については、基本指針に即しつつこれまでの実績等を踏まえ、て設定していく。
- なお、就労移行支援事業の利用者数については、東京都の成果目標としては設定しないが、就労に向けたアセスメントなど一般就労への移行に関して重要な役割を担う事業であることから、区市町村において活動指標として必要量を見込み、定期的にモニタリングしていく必要がある。
- 東京都は、区市町村の見込量を集計したものを基本として必要な調整を図ったものを活動指標とし、あわせて、関係部局と連携し、労働施策との連携による障害者雇用の推進に関する活動指標を設定する。
- 成果目標の達成に向けて、東京都は、東京都障害者就労支援協議会を通じて、経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所等と連携して、障害者雇用の推進していく。
- また、引き続き区市町村障害者就労支援事業を推進するとともに、就労支援機関の支援力の向上や職場定着支援の推進に向けて取り組んでいく。
- 区市町村は、障害者就労支援センターの体制強化を図り、引き続き就労可能な障害者の掘り起し及び企業の開拓を行うとともに、地域の連携強化により更なる就労支援策を進めていく。

(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 福祉施設の利用者の中には、通常の企業労働に適応することが困難な障害者も多くいるが、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は低い水準にとどまっております。地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にある。
- 東京都では、東京都工賃向上計画（平成24年度から平成26年度まで）を策定し、事業所の工賃アップを支援してきたが、計画期間中の各年度において工賃は上昇傾向にあるものの未だ低い水準で推移している。
- 東京都は、福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指す。
- これまでの取組の実績を踏まえ、次期工賃向上計画の策定に向けて、共同受注体制の基盤づくりなど工賃アップに向けた取組の充実のための支援策を検討する。
- また、区市町村が地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開



拓や、事業所への経営コンサルタントの派遣等を行う事業に積極的に取り組むよう、引き続き、障害者施策推進区市町村包括補助事業等により支援を行う。

- 障害者優先調達推進法に基づき、東京都が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る。

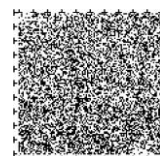
第3 障害福祉サービス等の必要見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等の必要見込量

- 区市町村は、平成29年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。
- 見込量の設定に当たっては、国の基本指針に示された考え方を参考に、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定する。
- 東京都は、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成する。
- 障害福祉サービス等の量の見込みを定める区域は、東京都全域とする。
※ 障害児入所施設への入所者のうち18歳以上になっている者については、従前のおり、生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の見込量の算定対象外とする。

2 サービス見込量を確保するための方策

- 地域居住の場としてのグループホームは、第3期障害福祉計画における整備目標に対して順調に整備が進んでいるが、今後も、在宅障害者の親元からの自立や、成果目標の達成に向けて入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進めるために、更に積極的に整備を推進していくことが必要である。
- グループホームについては、小規模法人の運営する小規模なグループホームが多く、職員の経験も浅いなど、量的な整備の推進とともに、質への配慮が必要となっている。
- 日中活動系サービスについても、第3期障害福祉計画の整備目標数を大幅に上回っているが、特別支援学校からの卒業生や入所施設・精神科病院から地域生活へ移行する障害者の就労や生活の場の確保、これまでサービスを利用してこなかった在宅の障害者の新たなニーズ等に対応するため、更なる整備が求められている。
- 短期入所は、第3期障害福祉計画の整備目標に対して整備数が伸びず、今後のニーズの増加や地域生活支援拠点等として必要な基盤を確保するために一層の整備推進の



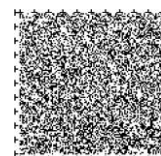
取組が必要である。

- 地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する。
- あわせて、所有地の活用や定期借地権の一時金に対する補助等地域生活基盤整備に係る用地確保への支援の充実を検討する。
- 地域におけるグループホームの質を向上させるために必要な支援について検討する。

第4 地域生活を支える相談支援体制等の整備

1 相談支援体制等の整備

- 障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。
- 区市町村においては、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、計画相談支援の体制整備を計画的に進める必要がある。
- また、計画相談支援等が適切に実施されるためには、区市町村において、特定相談支援事業所等のバックアップのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、地域の関係機関へのフィードバック等、地域における相談支援体制を推進することが望まれる。
- 東京都においては、引き続き、区市町村の体制整備に必要な相談支援専門員の見込みを把握し、指定した研修事業者とも連携して相談支援専門員の養成を着実にやっていく。
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）は、入所施設・精神科病院から地域生活への移行や移行後に地域で暮らし続けるために、また、地域で生活している障害者が住み慣れた地域での生活を続けていくために充実が求められるが、現状では利用が十分に進んでいない。
- 区市町村及び東京都において、成果目標に掲げた入所施設・精神科病院から地域生活への移行に係る取組や、地域生活支援拠点等の整備に向けた取組と合わせて、地域相談支援の体制の充実を図る必要がある。
- これらの相談支援体制をはじめとする支援体制の整備を図るため、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）には、関係機関等の有機的な連携の下、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の



整備につなげていくことが求められる。東京都は、引き続き先進的取組事例の紹介や協議会委員等の交流機会の提供を行い、区市町村の協議会の活性化を支援する。

- 障害者の虐待防止については、区市町村において通報等を受け付け、障害者福祉施設従事者等による虐待及び使用者による虐待には東京都と連携して対応する。
- 東京都は、使用者による虐待通報等の受付、区市町村相互間や関係機関との連絡調整や情報提供等を行うとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修による人材育成を実施し、虐待防止に向けた体制の構築を支援する。

2 地域生活支援事業

- 地域生活支援事業には、移動支援事業や意思疎通支援事業等、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが必須事業として位置づけられている。
- さらに、障害者総合支援法の施行により、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に向けた地域社会側への働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、成年後見制度の利用促進等に係る事業等が必須事業化された。
- 区市町村は、地域生活支援事業の実施に関して、必須事業を中心に成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各事業の見込量の確保のための方策等を定める。
- 東京都は、都道府県地域生活支援事業について障害福祉計画に位置付けるとともに、住民に身近な区市町村と連携しながら、人材の養成や広域的な調整を図るなど、広域自治体として地域における体制整備を支援していく。

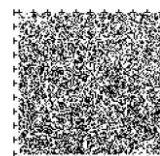
第5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

- 精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害等、多様な障害特性に応じたきめ細かな対応が必要な障害者について、福祉と保健・医療等との連携による支援体制の充実を図る必要がある。

第6 障害児支援体制の整備

1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 国の基本指針において、新たに児童福祉法に基づく障害児支援についても必要量を見込み、その体制整備について障害福祉計画に定めるよう努めることとされた。
- 障害児については、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮



しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児支援等の専門的な支援を確保する必要がある。

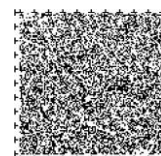
- また、共生社会を進める観点から、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要である。
- そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められる。

2 障害児支援の現状

- 児童福祉法の改正により、平成24年4月に障害児支援の体系が再編されて以降、児童発達支援や放課後等デイサービスについては着実に整備が進んでいる。
- 障害児入所施設については、平成29年度末までの経過措置期間中に、18歳以上の入所者の状況等を踏まえながら、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」のいずれかを選択することとなっている。
なお、旧重症心身障害児施設は、経過措置期間後も療養介護と一体的に児者一貫した支援を行うことが可能とされている。
- 障害児相談支援は、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていく上で重要であり、区市町村においては、計画相談支援と同様に、全ての障害児通所支援の利用者について障害児支援利用計画が作成される体制を確保・維持するため、引き続き、体制の整備を計画的に進める必要がある。

3 障害児支援の見込量と確保のための方策

- 区市町村は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める。
- 東京都は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、障害児入所支援の見込量を設定するとともに、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を作成する。
- 児童発達支援センターについて、専門的機能を活かして地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められており、地域支援体制の整備を進めるため、設置の促進を図る必要があることから、東京都は支援策について検討する。
- また、重症心身障害児（者）についても、身近な地域での生活を支援していくため、



日中活動の場の重点的整備への支援の継続について検討する。

- 障害児入所施設については、経過措置期間中における18歳以上の入所者の動向など、各施設の状況等に配慮が必要であることから、経過措置期間終了に向けて、今後、必要な定員の確保等について検討を進めていく。
- 障害児相談支援について、区市町村の体制整備が着実に進むよう、相談支援専門員の養成を行う。

第7 人材の確保・養成

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に推進する。
- 利用者自らがサービスを選択し、利用できるよう、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進する。
- 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成、区市町村の障害者虐待防止担当職員の資質向上や、施設職員等の強度行動障害の特性に応じた支援への理解を進めるための研修等を実施し、障害者の特別なニーズへの対応や権利擁護の体制の確保を図る。
- 旧重症心身障害児施設の看護師については、研修や資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境改善及び募集対策に取り組むことにより、確保・定着及び質の向上を図る。

※ 障害福祉計画と一体的に策定する「東京都障害者計画」として記載するその他の分野

- 教育、住宅、バリアフリー、災害時における障害者支援等について別途検討する必要がある。

